介護福祉士の実地研修を行う指導講師について

1. 喀痰吸引等については医行為であるから、医療従事者（医師、保健師、助産師又は看護師）が研修の業務に従事すること。
2. 以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師となることが望ましい。
3. 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
4. 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について｣（平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

(ｳ)　｢実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について｣（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

※医療的ケア教員講習会については、以下の近畿厚生局のホームページにて、実施状況を確認できます。【<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/youseisisetuitirann.html>】

※平成23年度中に特別養護老人ホーム内で実施した、医政局通知に基づく施設内研修

(14時間）の講師は該当しません。

※安全確保の観点から、介護福祉士に対する実地研修については、法附則第４条第２項に規定する喀痰吸引等研修の課程と同等程度以上の知識及び技術を身につけることとしていることから、大阪府については、指導講師の要件を登録研修機関の指導講師と同様としています。